

## 誓約書

私は、飯塚市が飯塚市暴力団排除条例（平成 22 年飯塚市条例第 5 号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を、広告掲載事業から排除していることを認識した上で、次の事項について誓約します。

なお、誓約に違反した場合、飯塚市が行う措置（契約解除等）について、一切の異議申立てを行いません。

1 飯塚市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。

2 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 15 条又は第 16 条の規定に違反していません。

3 上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、飯塚市が福岡県警察本部に照会することについて同意します。

4 上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当する者を、広告主の契約の相手方としません。

5 広告主が上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当すると判明し、飯塚市から下請け契約等の解除を求められた場合は、解除の求めに従います。

また、印刷物等の回収についても行います。

6 暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく飯塚市に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和 年 月 日

（宛先）飯塚市長

所在地

称号又は名称

代表者名

印

(参考)

飯塚市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内に所在する土地、建物の所有者若しくは管理者(法人を含む)をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(市の事務及び事業における措置)

第 6 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

※「密接な関係」とは、例えば、暴力団員等と飲食、遊戯等を共にするなどの交遊をしていることをいいますが、頻度等を個別具体的に検討して判断します。

福岡県暴力団排除条例(抜粋)

(利益の供与等の禁止)

第 15 条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
- 二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第 16 条 事業者は、前条第 1 項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。